

【協議事項】

No.5 委員会のオンライン開催について	委員長提案
----------------------	-------

【提案趣旨】

議会改革協議会から、「委員会のオンライン開催について、他の議会における実施状況や課題等について研究すべき」旨の協議結果が報告されたため、新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から、本市議会における委員会のオンライン開催のあり方等について具体的に検討するもの。

【参考】

議会改革協議会報告（令和4年3月）

常任委員会のオンライン開催については現在、他政令指定都市の議会における実施事例が少なく、また、委員会条例等の改正を要するなど、委員会運営の大きな変更を伴う重要な案件であることから、引き続き、他の議会における実施状況や課題等について研究し、多くの事例が蓄積された際に改めて慎重に議論する。

現在、他政令指定都市の議会において委員会条例等を改正し、委員会のオンライン開催が可能となっている5市のうち、実際に開催したのは2市のみであり、開催に当たってはオンライン配信機材等の整備に多額の費用を要することや、議事の公開要請への配慮など運営に当たっての課題も多いため、他の議会における実施状況や課題等について研究する必要がある。

他政令指定都市の状況（令和4年4月現在）

委員会をオンライン開催できるよう、委員会条例等を改正済の政令指定都市・・・8市

総務省自治行政局行政課長通知（令和2年4月30日付）

議会の議員が委員会に出席することは不要不急の外出には当たらないものと考えられるが、各団体の条例や会議規則等について必要に応じて改正等の措置を講じ、新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合に、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするることができる方法を活用することで委員会を開催することは差し支えないと考えられる。

その際には、現に会議室にいる状態と同様の環境をできる限り確保するため、議事の公開の要請への配慮、議員の本人確認や自由な意思表示の確保等に十分留意するとともに、情報セキュリティ対策を適切に講じる必要がある。

なお、法第113条及び法第116条第1項における本会議への「出席」については、現に議場にいることと解されている。